

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 規則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】 3
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】 4

### ◇ 告示

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 6
- 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 7

### ◇ 公告

- 北九州広域都市計画地区計画の変更原案の縦覧【都市戦略局計画部都市計画課】 8

### ◇ 公営競技局

- 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ポートレース事業課】 9

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 桃園武道場の供用時間及び休業日を次のとおり定めることにしました。

供用時間	休業日
午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 桃園武道場の柔剣道場の冷暖房設備及び照明設備の使用料を次のとおり定めることにしました。

冷暖房設備	柔道場	専用	30分又はその端数ごとに210円
	剣道場	専用	30分又はその端数ごとに210円
照明設備	柔道場	専用	30分又はその端数ごとに80円
	剣道場	専用	30分又はその端数ごとに80円

この規則は、令和6年5月11日から施行することにしました。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月2日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第20号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例  
及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（令和5年北九州市条例第26号）の施行期日は、令和6年5月11日とする。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月2日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第21号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「弓場」を「<sup>「</sup>武道場<sup>」</sup>に改める。  
弓場」

別表第2の冷暖房設備の項中

「

体育館	的場池体育館	視聴覚音楽室	30分又はその端数ごとに 240円	を
-----	--------	--------	----------------------	---

」

「

武道場	桃園武道場	柔道場	専用	30分又はその端数ごとに 210円	に
		剣道場	専用	30分又はその端数ごとに 210円	
体育館	的場池体育館	視聴覚音楽室		30分又はその端数ごとに 240円	

」

改め、同表の照明設備の項中

「

		専用	1面につき30分又はその端数ごとに 200円	を
--	--	----	---------------------------	---

」

「

		専用	1面につき30分又はその端数ごとに 200円	
--	--	----	---------------------------	--

」

武 道 場	桃園武道場	柔道場	専用	30分又はその端数ごとに 80円
		剣道場	専用	30分又はその端数ごとに 80円

に

」

改める。

付 則

この規則は、令和6年5月11日から施行する。

北九州市告示第 2 3 3 号

特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年北九州市告示第 3 4 5 号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定により当該区域の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定を解除する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 6 年 5 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
北九州市八幡東区西本町二丁目 1 0 番 1 の一部
- 2 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去
- 3 土壤溶出量基準に適合した特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

北九州市告示第 234 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市障害者スポーツセンターの使用料の徴収に関する事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 5 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体 代表者 社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第306号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成  
手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次  
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する  
者は、当該地区計画の変更原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算し  
て1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和6年5月2日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
曾根地区地区計画	北九州市小倉南区下曾根二丁目、曾根北町、大字曾根及び沼南町三丁目地内

3 都市計画の変更原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和6年5月2日から同月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日  
午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文  
書を、令和6年5月23日までに、北九州市都市戦略局計画部都市計画課に  
到着するように提出すること。

北九州市公営競技局公告第11号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年5月2日

北九州市公営競技局長 春日 伸 一

- 1 購入品目及び予定数量  
モーターボート競走出走表 99万2,000枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市公営競技局ボートレース事業課  
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年3月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ゼンリンプリンテックス  
北九州市門司区松原三丁目5番8号
- 5 落札金額  
5,101万6,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和6年2月2日
- 8 落札方式  
最低価格による。